

田尻町子ども・子育て支援拠点事業運営業務委託に
係る公募型プロポーザル募集要領

令和7年9月30日

田尻町民生部子育て・地域福祉課

内容

1. 趣旨	2
2. 実施場所	2
3. 概要	2
(1)内容.....	2
(2)委託契約期間	2
(3)提案限度額	3
4. 参加資格要件及び基準日	3
(1)参加資格要件.....	3
(2)参加資格の基準日.....	4
5. 失格要件	5
6. 質問の受付及び回答	5
(1)受付期限	5
(2)提出方法.....	5
(3)回答方法.....	5
7. 申込書類の受付.....	5
(1)受付期限	5
(2)提出書類.....	5
(3)提出部数等	6
(4)提出方法及び場所.....	6
8. 審査、評価及び選定方法	6
(1)審査.....	6
(2)審査の実施	6
9. 提案の無効	7
10. 契約の締結	7
11. その他	8
12. 問い合わせ先.....	8
(別紙 1) フロア概要図	9

1. 趣旨

田尻町子ども・子育て支援拠点事業(以下「本事業」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行うものである。

本町では、保育・子育て支援需要の増加に柔軟かつ迅速に対応するため、現行の子育て支援センター「すくすくセンター」を、総合保健福祉センター(たじりふれ愛センター)2階へ移転させ現キッズ・ルームと合わせて再編し、多様なニーズに対応可能な「子ども・子育て支援拠点施設」として整備する。

本施設では、主に乳幼児を持つ保護者とその子どもが気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、子育て講習会や育児相談、一時預かり等の事業を実施し、地域における子育て支援機能の強化を図ります。また、小学生等を対象とした見守りや、町民の多世代交流を目的としたコミュニティエリアの運営も行い、家庭・学校以外に安心して過ごせる居場所の提供を目指す。

本プロポーザルは、これらの趣旨を踏まえた効果的かつ安全な施設運営を担う事業者を選定するために実施するものである。

2. 実施場所

- (1) 所在地 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1
- (2) 母体施設 田尻町総合保健福祉センター(ふれ愛センター)
- (3) 平面図 別紙1フロア概要図のとおり

3. 概要

(1)内容

別に定める田尻町子ども・子育て支援拠点事業運営業務委託仕様書(以下「業務仕様書」という。)の内容を実現する方法について、提示する予算の範囲内で自由に企画提案することができる。業務仕様書に記載のない提案も、提案者が独自に企画して提案に盛り込むことを可能とする。

なお、最優秀提案者の決定日から契約日までの間に、企画提案の内容に基づき業務仕様書(確定)として仕様を確定するものとする。

(2)委託契約期間

契約締結日から令和11年3月31日までの間

- 準備期間

業務の準備期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。準備期間において必要となる経費については、受注者の負担とする。

- 履行期間

令和8年4月1日(予定)から令和11年3月31日までとする。

(3)提案限度額

金127,500,000円/3年間(本事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業に該当するため、契約に当たって消費税は非課税とする。)

また年度ごとの提案限度額は下記のとおりとする。

令和8年度：金41,000,000円

令和9年度：金42,300,000円

令和10年度：金44,200,000円

4. 参加資格要件及び基準日

(1)参加資格要件

委託事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。

- (ア) 児童福祉事業の活動実績がある者であること
- (イ) 大阪府内に事業所を有する法人その他の団体であること
- (ウ) アの事業において、法令に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと及び法令に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと
- (エ) 募集要項の配布開始の日から審査結果の公表の日までの期間について、田尻町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないもの及びその開始が決定されていないもの(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。)
- (カ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない及びその開始が決定されていないもの
- (キ) 田尻町暴力団の排除に関する条例(平成24年9月26日条例第10号)に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと
- (ク) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等をうけていないもの
- (ケ) 提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許の交付、許可または認可を受けている必要がある場合には当該免許の交付、許可、認可を受けているもの。
- (コ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1講(会社法の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないもの。

- (サ)平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないもの
- (シ)平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていないもの又は申立てをなされていないもの
ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものが、そのものに係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす
- (ス)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていないもの又は更生手続開始の申立てをなされていないもの
ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けたものについては、そのものに係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は更生手続開始の申立てをなされなかったものとみなす
- (セ)国税及び地方税を滞納していないこと
- (ソ)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること
- (タ)日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入したことがないもの
- (チ)代表者及び代表に準ずる地位にあるものが、禁固の刑に処され、その執行を終えているもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

(2)参加資格の基準日

参加資格の基準日は、7(1)に掲げる書類の提出日とする。ただし、参加資格の確認日から最優秀提案者の決定日までの間に、参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

5.失格要件

提案書を提出してから最優秀候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- (1) 応募団体が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (2) 応募団体が複数の提案を行った場合
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合

6. 質問の受付及び回答

(1)受付期限

令和7年10月10日(金)午後5時(左記期限内の平日の午前9時から午後5時までにおいて現地見学が可能。希望する場合は、前日までに電話にて要連絡。)

(2)提出方法

質問書(様式第1号)を電子メールで下記のメールアドレス宛へ提出すること。なお、当該電子メールの件名は、「【法人名(又は団体名)】支援拠点プロポーザルに関する質問」とし、送信後は必ず電話で着信を確認すること。

- メールアドレス:kofuku@town.tajiri.osaka.jp
- 電話番号:072-466-5013

(3)回答方法

回答は全て取りまとめのうえ、速やかに応募予定者全員へ令和7年10月17日(金)までを目途に電子メールにて回答する。

なお、質疑に対する文書による回答は、本要領と同等の効力を生じるものとする。

7. 申込書類の受付

(1)受付期限

令和7年10月24日(金)午後5時(受付時間は土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前9時から午後5時まで。)

(2)提出書類

- (ア) プロポーザル参加表明書(様式第2号)
- (イ) 法人の概要・沿革(様式第3号)

- (ウ) 法人の所轄庁による監査・指導歴を示す書類(過去3カ年分)
- (エ) 法人の定款又は寄付行為等これらに相当する書類及び登記事項証明書
 - ※定款、寄付行為等に相当する書類は最新のものを出提出すること
 - ※登記事項証明書は募集日以降に交付されたものを提出すること
- (オ) 決算書(直前3期分)
- (カ) 印鑑証明書(募集日以降に交付されたもの)
- (キ) 納税証明書(国税及び地方税)又は納税義務がない旨の申立書
 - ※国税は様式その3の3、地方税は都道府県及び市町村の未納のない証明書
 - ※国税並びに地方税の証明書は募集日以降に交付されたものを提出すること
- (ク) 誓約書(様式第4号)
- (ケ) 事業提案書(様式第5号)
- (コ) 見積書(積算内訳を費目ごとに区分して記載したもの)

(3)提出部数等

- 提出部数 正本1部、副本5部(副本は、写しでも可。)
- 提出様式 提出書類は日本産業規格 A 列4番(JIS A 列 4 番)の用紙に印刷し提出
体裁については自由に加工可能。製本方法も自由とする。

(4)提出方法及び場所

下記まで持参、又は郵送(いずれの場合でも受付期限までに必着。)

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1

田尻町 民生部 子育て・地域福祉課

電子メールでの提出は受付不可とする

8. 審査、評価及び選定方法

(1)審査

プロポーザル手続きにおける審査は、田尻町子ども・子育て支援拠点運営業務委託事業者選考委員会(以下「委員会」という。)において行う。

(2)審査の実施

書面及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(ア)実施日及び会場

- 実施日 令和7年11月7日(金)
- 会場 プロポーザル手続きに参加する者(以下「参加者」という。)に対し別途通知する
総合保健福祉センター(ふれ愛センター)で開催予定

(イ)プレゼンテーション時間

- 各提案につき30分(提案の説明20分及び質疑応答10分)程度

(ウ) 注意事項

- プレゼンテーションは、事業提案書を受け付けた順に、個別に実施する。
- 参加者は、様式第5号の別紙に記載する責任者(予定者)を必須とする。
また、本事業に従事予定者の参画が望ましい。
- 参加者は、提案の説明の際にプロジェクターを使用する場合は、事前にその旨を町に連絡しなければならない。
- プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

(エ) 審査

事業提案書及びプレゼンテーションの内容については、委託事業者として最も適すると認められた者を最優秀提案者として選定するものとする。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点の高い者から順位を付するものとする。参加者が1事業者の場合、委員会において採点を行い、委員会で定める基準点を満たしていることを条件に選定を行う。なお、選定結果は、審査の対象となった全ての参加者に対し、文書又は電子メールにより通知する。また、選定結果についての異議の申立ては、一切受け付けない。

なお、審査の結果、企画提案書に対する評価点が6割に満たない場合は、失格とする。

9. 提案の無効

参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 提出書類について、この公告に定められた提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) この公告に定められた方法以外の方法により、委員会の委員その他町の関係者に対し、直接的又は間接的にプロポーザル手続に対する援助を求めたとき。

10. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定した者と本事業に係る委託契約の締結のための交渉を行う。
ただし、当該交渉が不調のときは、8(2)(エ)による順位が高い者から順に、当該委託契約の締結のための交渉を行う。
- (2) 本事業に係る委託契約の締結のための交渉に当たっては、必ずしも事業提案書どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

11. その他

- (1) 事業提案書は、業務仕様書に定める事項に基づいて作成しなければならない。
- (2) プロポーザル手続への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 受付期間以外の質問及び応募は受理しない。また受付期間終了後の提出書類の変更及び追加についても一切認めない。但し、田尻町から指示した場合はこの限りではない。
- (4) 提出された書類は、参加者に無断でプロポーザル手続の目的以外で使用しない。
- (5) 提出された書類について、田尻町情報公開条例(平成12年12月27日条例第32号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 提出された書類の返却は受け付けない。
- (7) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この公告及び業務仕様書に記載された内容を承諾したものとみなす。
- (8) 応募受付後に辞退をする場合は、その旨を書面により提出すること。(様式は自由とする。)

12. 問い合わせ先

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地1

田尻町 民生部 子育て・地域福祉課

メールアドレス:kofuku@town.tajiri.osaka.jp

電話番号:072-466-5013

